

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和3年6月24日 07時51分ごろ
発生場所	関門港関門航路（関門航路第18号灯浮標） 小倉日明防潮堤灯台から真方位020° 630m付近 （概位 北緯33° 54.7′ 東経130° 53.3′）
事故の概要	貨物船第五十五進康丸は、航行中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和3年8月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第五十五進康丸、499トン 140462、泊洋汽船有限会社（船舶管理人）、日本海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に擦過傷 灯浮標 浮体胴板に擦過傷、防護枠に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 西流約2.5ノット（kn）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が単独で手動操舵により操船に当たり、乗組員を船首尾に配置し、関門航路を北西進した。</p> <p>船長は、関門航路第19号灯浮標付近に達したとき、反航船2隻を認めて両船が通過するのを待った。</p> <p>本船は、船長が、関門航路第18号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の北側に広報船を認めたが、航行には支障ないと思い、本件灯浮標の北側を通過することとし、航走を開始して針路を左に転じた。</p> <p>本船は、西南西進中、船長が、本件灯浮標の北東方約60mに達したとき、このままの針路では広報船が支障となって本件灯浮標の北側を通過することができないと思い、本件灯浮標の南側を通過することができると考えて左舵を取って南西進したところ、西流に圧流され、右舷船尾部が本件灯浮標と衝突する危険を感じ、右舵を取ったものの、右舷船尾部が本件灯浮標に衝突した。</p> <p>船長は、本事故当時、西流であることは承知していたので、圧流を考慮し、本件灯浮標から十分に離す針路とすれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、関門航路を西南西進中、約2.5knの潮流（西流）を受ける状況下、船長が本件灯浮標の南側を通過しようと左舵を取って本件

	灯浮標に接近して航行したことから、左舷方からの潮流の影響で船体が北方に圧流され、右舷船尾部が本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、関門航路を西南西進中、約2.5knの潮流（西流）を受ける状況下、船長が本件灯浮標の南側を通過しようと左舵を取って本件灯浮標に接近して航行したため、左舷方からの潮流の影響で船体が北方に圧流され、右舷船尾部が本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航路を航行する際は、風や潮流の影響を考慮し、航路標識等と安全な距離を隔てて航行すること。